

宮崎県森林環境税の適用期間の延長について

法人の皆様へ

宮崎県
令和3年4月

県税につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、宮崎県では、県土の保全、水源のかん養等県民が享受している森林の有する公益的な機能の重要性にかんがみ、県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策の費用に充てるため、平成18年4月1日から宮崎県森林環境税を導入しておりますが、この度、適用期間を5年間延長することになりました。

つきましては、適用期間延長の趣旨を御理解いただきますとともに、御協力をよろしくお願いたします。

1 課税方式 法人県民税均等割の超過課税方式

2 納税義務者 県内に事務所等を有する法人で法人県民税均等割が課税されているもの

3 適用 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度

4 森林環境税の額 均等割額の5%相当額

資本金等の額	地方税法による 均等割額 ①	森林環境税 ②	申告納付いただく 均等割額 ③=①+②
50億円超	800,000円	40,000円	840,000円
10億円超～50億円	540,000円	27,000円	567,000円
1億円超～10億円	130,000円	6,500円	136,500円
1千万円超～1億円	50,000円	2,500円	52,500円
1千万円以下	20,000円	1,000円	21,000円

※ 表の金額は年額です。確定申告時に、③の金額を申告書に記載して納付してください。
なお、中間申告が必要な法人の場合、例えば、資本金等の額が1億円であれば、年額52,500円の6か月/12か月(26,250円)から100円未満を切り捨てた26,200円が中間申告時の納税額となります。

5 税の用途

① 県民の理解と参画による森林づくり

- ア 多様な主体による森林づくりの促進(森林ボランティア・企業等による森林づくりの支援)
- イ 森林づくりに対する県民の理解促進(森林の公益的機能と税PR)

② 多面的機能を発揮する豊かな森林づくり

- ア 水を貯え、災害に強い森林づくり(広葉樹造林等)
- イ 公益上重要な森林の保全
- ウ 森林の生物多様性の保全
- エ 公益的機能維持増進の再造林の推進
- オ 森林バイオマス利用促進

③ 森林を守り育む次代の人づくり

- ア 森林に親しむ幼児期の意識づくり
- イ 森林に関心を持つ小中高生・若者の育成
- ウ 森林づくり等に関わる人材の育成
- エ 新たな森林環境教育の実践(インターネットを活用した森林環境教育のリモート化)

6 お問い合わせ先

税の内容に関すること 最寄りの県税・総務事務所

税の用途に関すること 宮崎県環境森林部環境森林課

TEL 0985-26-7153